

小金井市食育推進計画（案）

（平成20～22年度）

小金井市

目次

1	食育推進計画の策定にあたって	- 1 -
(1)	計画の位置付け	- 1 -
(2)	計画の期間	- 1 -
2	小金井市の食をめぐる現状	- 2 -
(1)	国・都の調査にみる食をめぐる諸問題	- 2 -
(2)	市立小中学校におけるアンケート調査結果	- 3 -
(3)	市及び市内団体による食育関連事業の実施状況	- 3 -
(4)	本市における食育に関する情報収集の現状	- 3 -
3	食育推進の基本的な考え方	- 4 -
(1)	小金井市における食育の基本方針	- 4 -
(2)	取組の指標	- 5 -
4	具体的な施策の展開	- 6 -
(1)	食育の土台づくり～啓発活動の充実と情報の整備	- 7 -
①	啓発活動の充実	- 7 -
②	情報の整備	- 7 -
(2)	子どもへの食育の充実～保健センター・保育所・小中学校等での集中的な取組	- 8 -
①	保健センター	- 8 -
②	保育所・幼稚園	- 8 -
③	小学校・中学校	- 9 -
④	学童保育所・児童館	- 10 -
(3)	Koganei-Style の地域展開～生産者・事業者・団体の連携強化	- 10 -
①	生産者の食育活動に対する促進策	- 11 -
②	事業者の食育活動に対する促進策	- 11 -
③	各種団体等の食育推進活動に対する促進策	- 12 -
④	専門家等との連携	- 12 -
5	計画の推進に向けて	- 14 -
(1)	施策の推進体制	- 14 -
(2)	関係者の役割	- 14 -

1 食育推進計画の策定にあたって

(1) 計画の位置付け

平成17年6月に食育基本法(平成17年法律第63号)が制定され、食育とは「生きる上での基本」であり、「様々な経験を通じて食に関する知識と食を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てる」ことであるとされました。

食育基本法に基づいて、平成18年3月に国が食育推進基本計画を、平成18年11月に東京都が東京都食育推進計画を策定しました。食育基本法第18条に基づいて、市町村においても食育推進計画を策定することが求められています。

本市においては、平成13年3月に平成13年度から平成22年度までの10年間の市政の方向性を定めた第3次基本構想を策定し、「元気です 萌えるみどりの小金井市」を将来像として、まちづくりを進めてきました。

平成18年3月には、基本構想を実現するため、平成18年度から平成22年度までを計画期間とする後期基本計画を策定し、その下の個別計画である、のびゆくこどもプラン小金井(平成17年8月策定)や農業振興計画(平成13年3月策定)等の中で食育に関連した施策を行っています。

これらを踏まえて、食育基本法第18条第1項に基づき、食育を総合的かつ計画的に推進するため、食育推進基本計画及び東京都食育推進計画を基本としつつ、第3次基本構想・後期基本計画に基づいて、各種計画との連携を図りながら、本計画を策定するものです。

(表1) 食育基本法における食育の基本理念

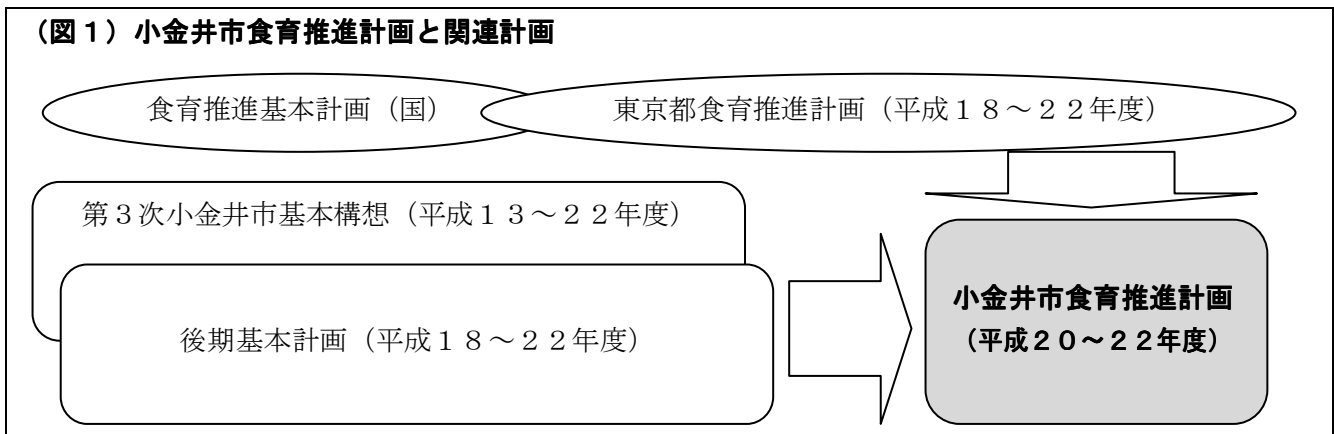
- ① 国民の心身の健康と豊かな人間形成(第2条)
- ② 食に関する感謝の念と理解(第3条)
- ③ 食育推進運動の展開(第4条)
- ④ 子どもの食育における保護者、教育関係者等の役割(第5条)
- ⑤ 食に関する体験活動と食育推進活動の実践(第6条)
- ⑥ 伝統的な食文化、環境と調和した生産等への配慮及び農山漁村の活性化と食料自給率の向上への貢献(第7条)
- ⑦ 食品の安全性の確保等における食育の役割(第8条)

(2) 計画の期間

食育推進基本計画及び東京都食育推進計画においては、目標値を平成22年度までに達成するとされています。本市の第3次基本構想・後期基本計画も、平成22年度までを計画期間としています。

このため、図1のとおり、本計画も平成20年度から平成22年度までを計画期間とし、3年間で集中的な取組を進めることとします。

(図1) 小金井市食育推進計画と関連計画



2 小金井市の食をめぐる現状

(1) 国・都の調査にみる食をめぐる諸問題

内閣府は、平成18年度・平成19年度と『食育白書』を作成し、食育をめぐる現状を詳しく分析しています。その中では、食をめぐる諸問題は、資料1のように捉えられています。

(資料1)『食育白書』にみる食をめぐる諸問題

例えば、食に関係して、栄養の偏り、不規則な食事、肥満や生活習慣病の増加、過度の痩身傾向、食の安全、食の海外への依存、伝統的食文化の危機、等の問題が生じている。今日に至るまで、我が国の社会経済構造等が大きく変化していく中であって、国民のライフスタイルや価値観・ニーズが高度化・多様化し、これに伴い食生活やこれを取り巻く環境が変わってきた。また、日々忙しい生活を送る中、食に対する意識、食への感謝の念や理解が薄れ、毎日の「食」の大切さに対する意識が希薄になってきた。

生活のリズムとしての規則正しい食事、栄養面でのバランスのとれた食事、安全面へ配慮した食事、食べ残しや食品の廃棄という状況を改善することへ配慮した食事、あるいは家族が食卓を囲んだ楽しい食事、等の望ましい姿の「健全な食生活」が失われつつある。

(出典：平成18年度『食育白書』 p.2)

「食の変化」、「食に関する理解や判断力」、「栄養の偏り」、「不規則な食事」、「肥満」、「過度の痩身傾向」、「生活習慣病の増加」、「食に関する感謝の念と理解」、「食の海外への依存の問題」、「食文化」、「食の安全上の問題」と多岐にわたって、データを掲載して問題状況が分析されています。その内、食生活に関わる主な指標を抜粋したものが資料2です。

この外、「毎日朝食をとる子どもほど、ペーパーテストの得点が高い傾向」がはっきり現われていること等が紹介されています。国立教育政策研究所「平成15年度小・中学校教育課程実施状況調査」によるもので、最も得点差が開いた小5社会では、毎日朝食を必ずとるとした層の平均得点510点に対し、全く、または、ほとんどとらないとした層の平均得点は433点でした。77点もの点差があり、朝食と学習の関係がはっきり現われた事例と言えます。

東京都は、東京都食育推進計画の第2章「東京の食をめぐる問題」に、計画書全体の3分の1弱を割き、都における食をめぐる諸問題を様々な角度から分析しています。

「家庭での食育機能の低下」として「家族で食卓を囲む機会の減少」、「子どもの食習慣を確立させる家庭の食育機能の低下」を、「食を大切にする心の希薄化」として「生産と消費との乖離」、「生産体験をする機会が少ない」を、「食に対する理解の不足と食生活の乱れ」として「食習慣の乱れと栄養の偏り・健康食品への過大な期待」、「伝統的な食文化が継承されていない」、「食物やこれを取り巻く環

(資料2)『食育白書』に見る指標(抜粋)

数値の年度は特に記載ない場合、平成15年

① 食料消費支出に占める外部化率の推移

33.7% (昭和56年) → 44.5% (平成15年)

※外部化率：外食率に総菜・調理食品の支出割合を加えたもの。

② 昼食における外食・調理済食の利用状況

男性：最多は30～39歳で57.8%

女性：最多は20～29歳で40.5%

③ 家族そろって夕食を取る頻度

週4日以上45.0%、週1日以下17.6%

④ 朝食の欠食率(1歳以上)

最多は20-29歳で27.4%

7-14歳は3.0%、総数10.5%

⑤ 適切な食事摂取のために必要な知識・技術の有無

男性：あまりない、まったくない総数68.3%

最多は20-29歳で75.5%に達する。

女性：あまりない、まったくない総数44.9%

最多は15-19歳で75.5%に達する。

(出典：平成18年度『食育白書』)

境への理解不足」について、それぞれ調査結果に基づいたデータを示して掲載しています。

その内、東京都の児童・生徒の状況を示すものを抜粋したのが資料3です。家族と共に食事する頻度は全国に比して1割以上も低く、孤食はこの5年間で格段に進行していることが見て取れます。

東京都では、第一次産業の就業率が低く、外食産業等も発達しており、生活スタイルの多様化が進んでいることが背景にあると思われますが、他の地域に比べてより一層、食育を推進していくことが必要であると言えます。

**(資料3)『東京都食育推進計画』に見る指標
(抜粋)**

- ① **家族との一緒に食事頻度(平成11年度)**
週に4～5日以上 67.0% (全国 74.9%)
- ② **児童・生徒の孤食**
小4：平成9年度 0.8%→平成14年度 4.1%
中1：平成9年度 1.8%→平成14年度 6.8%
- ③ **児童・生徒の朝食の欠食(平成17年度)**
小5：食べない方が多い・ほとんど食べない 4.9%
中2：食べない方が多い・ほとんど食べない 10.4%

(2) 市立小中学校におけるアンケート調査結果

本市では、小学校4年生・中学校2年生を対象に、平成19年9月10日から14日まで「食生活に関するアンケート」を実施しました。

<アンケート集計結果・分析結果を記載>

(3) 市及び市内団体による食育関連事業の実施状況

本市では、これまでも第3次基本構想・後期基本計画及び各種個別計画に基づいて、食育に関連する施策・事業を実施してきました。

<各課及び市内団体等の事業を掲載>

(4) 本市における食育に関する情報収集の現状

本市における食育に関する情報収集としては、市立小中学校において、栄養士による学校給食の改善及び食習慣指導等を目的として、学校単位での調査・研究等が行われてきました。また、「国民栄養調査」、「子ども生活実態基本調査」、「児童・生徒の学力向上を図るための調査」、「児童・生徒の健康に関するアンケート」等、国や都の調査が実施された際に、必要に応じて学校単位での集計を行い、その調査結果を日々の業務等に活かしてきました。

しかし、全市的に行われたものとしては、市立小中学校の小学校4年生・中学校2年生を対象として行った「食生活に関するアンケート」が初めてのものとなります。本市における情報収集の現状としては、学校レベルでの任意の調査・研究にとどまっているのが現状です。このため、例えば、30代の会社員の男性・女性の食生活の実態等は、ほとんど分かっていません。

食育を総合的かつ計画的に推進するためには、全世代を対象とした情報収集を全市的に行うことが必要です。また、国の食育推進基本計画や東京都食育推進計画のように、取組の指標としても調査結果を活用するならば、継続的な調査が欠かせません。施策の実施に役立てるためには、高度に専門的な分析が求められます。

さらに、食育に関して収集されるべき情報には、アンケート調査等による市民の意識のみならず、地域の情報があります。例えば、市内でアレルギー対応食品を取り扱う店舗等がどれだけあるのか、また、市内で食及び食生活に関して活動する団体等がどれだけあるのか、現状ではあまり把握できていません。食育に関する地域情報の収集についても、仕組みづくりを進めていく必要があります。

3 食育推進の基本的な考え方

(1) 小金井市における食育の基本方針

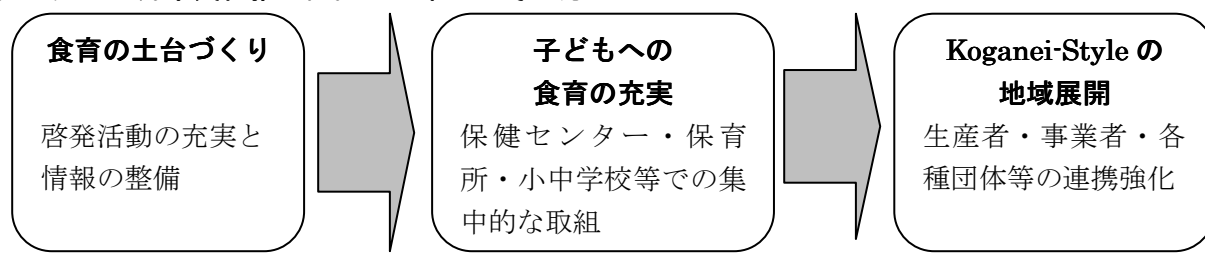
本市では、第3次基本構想・後期基本計画を策定し、将来像「元気です 萌えるみどりの小金井市」を実現する4つの柱として、「みどり豊かで快適な魅力あるまち（環境と都市基盤）」、「いきいきとした暮らしを支えるまち（地域と経済）」、「豊かな人間性をはぐくむふれあいのまち（文化と教育）」、「安心してらせる生きがいのあるまち（福祉と健康）」を目標とするまちづくりを進めてきました。

「みどり豊かで快適な魅力あるまち（環境と都市基盤）」では緑と水の保全を、「いきいきとした暮らしを支えるまち（地域と経済）」ではみどり豊かな都市農業の展開を、「豊かな人間性をはぐくむふれあいのまち（文化と教育）」では家庭や地域での心のふれあいによる豊かな人間性の育成を、「安心してらせる生きがいのあるまち（福祉と健康）」では健康の保持・増進を図ることとし、食及び食生活に関連して、環境・健康・教育・農業等の分野を中心にさまざまな施策を実施してきたところです。

食育とは、食に関する健全で豊かなライフスタイルを自ら選び、実践する力を育てることです。第3次基本構想・後期基本計画に基づき、「野菜」「団らん」「ふれあい」「環境」をキーワードとして、食を通じた豊かで健全な小金井らしいライフスタイルを、市民ひとりひとりが、生産者・事業者が、各種団体等が、そして市が、選び、実践し、協働することによって進めていくことを、食育の基本方針とします。これは、「小金井らしい食生活」のあるひとづくり・まちづくりを“Koganei-Style”として、地域に展開しようとするものです。

食育はさまざまな分野に関わり、さまざまな主体によって進められるものであるため、計画期間の3か年をかけて、戦略的に推進していくことが必要です。このため、平成22年度までの3か年で、①全市民を対象とする食育に関する情報提供・啓発等の基盤整備、②子どもたちに対する基本的施策の充実、③地域における各主体の連携強化を図っていきます。

(図2) 小金井市食育推進計画の基本的な考え方



(コラム) 小金井らしい食生活とは？

～「野菜」「団らん」「ふれあい」「環境」をキーワードに小金井らしさを～

- 地場を中心とした新鮮な野菜を楽しみ、低農薬等、良質な野菜にこだわる。
 - 庭先直売所等で新鮮な朝採れ野菜を買い、旬の味わいを楽しむ。
 - コンビニエンスストアやファミリーレストラン等を利用する時にも、全体の食のバランスを忘れない。
- 家の人や友人・知人との団らんを大切にしたい食事をする。
 - 朝夕のせめてどちらかは、家で食卓を囲む。
 - 親しい友人や知人と、食事を共にし、楽しく語らう時間を大切にする。
- 地域のふれあいを大切に、環境に優しい食生活を実践する。
 - ボランティアやサークル活動等、食を通じて地域の人と人がふれあう。
 - 地産地消やエコクッキング等、個々人ができる範囲で工夫する。

(2) 取組の指標

国の食育推進基本計画及び東京都食育推進計画では、取組の指標として数値目標が掲げられています。本計画においては、それらを基本としつつ、本市の実態を踏まえたものとするべく、食育推進会議で検討を重ね、表2のと通りの指標を設定しました。

(表2) 小金井市における取組の指標（平成22年度まで）

	項目	指標	国	都
1	食育推進月間・食育の日を知っている	70%以上（中2・市民）	△	△
2	朝食を食べている児童・生徒の割合	小5・中2共に100%程度 （何らかのものを朝、食べてくる）	○	○
3	家の人と食事する児童・生徒の割合	小4・中1共に100%程度 （朝・夕いずれかでも。兄弟可）	－	○
4	子どもがよい食習慣を家庭で身につけている	50%以上（市民） 箸を正しく持てる小4 80%以上	－ －	○ －
5	生産者や製造者との交流を図った給食等の実施	全校で年2回以上 （都：40%以上の食材利用）	△	△
6	食事のバランス等に気を付けている	小4・中1共に50%以上 改善意欲のある市民60%以上	△ －	○ ○

指標の項目1は、東京都食育推進計画では、「食育の意義を理解する」都民を平成22年度までに70%以上にするとなっています。しかし、東京都多摩府中保健所が市内で行ったアンケートによれば、食育の日を知っていると答えた割合は3%程度であったことが報告されています。本市が実施した「食生活に関するアンケート」において、市立中学校の2年生の食育への関心が低かった現状からしても、食育推進月間・食育の日の集中的な取組を行うことによって、食育を市域全体で推進していくことが必要であるため、目標をより具体的に設定しました。

項目2・3・4は、東京都の指標に準拠したものです。文教都市である本市としては、子どもをめぐる食の問題は、とりわけ重要です。このため、項目4について、東京都では「基礎的な食習慣」となっているところを「よい食習慣」と一歩進めた目標とし、指標についても「4・5歳児の保護者」となっているところを「市民」一般へとより広い指標において確認するものとし、併せて、具体的な目標を設定することとし、一生の財産となる「箸の持ち方」について、現状の70%程度を80%以上に引き上げることを目標としました。

項目5は、東京都では「生産体験学習を行う」「生産者と交流の図れる食材を学校給食に利用する」となっているところを、本市の実態に合わせて設定したものです。本市には、都市部としては比較的多くの農地がありますが、植木栽培が多く、また、野菜については少量多品目栽培としているため、市立小中学校14校に対して、学校給食のための食材を安定的に供給することは困難な状況にあります。一方、学校関係者の努力と生産者の方々の協力によって、生産体験学習は比較的推進されている状況にあります。このため、年2回以上交流等を図った給食等を実施することとしました。

項目6は、東京都の指標に準拠したものです。食のバランス（栄養、量等）に配慮することは、食育の成果としてもっとも重要なものです。東京都以上の数値となるよう努めていきます。

4 具体的な施策の展開

基本方針のとおり、本計画では、「野菜」「団らん」「ふれあい」「環境」をキーワードとする「小金井らしい食生活」のあるひとづくり・まちづくりを“Koganei-Style”として、市が、生産者・事業者が、各種団体等が、そして市民ひとりひとりが、選び、実践し、協働することによって進めていくこととしています。

本市における食をめぐる問題の解決に向けて、図3のとおり、①食育の土台づくり、②子どもへの食育の充実、③Koganei-Styleの地域展開という3つの展開によって、食育の総合的な推進を図っていきます。

(図3) 施策の体系

1 食育の土台づくり～啓発活動の充実と情報の整備

① 啓発活動の充実

(新規事業) 食育シンポジウム／食育月間・食育の日の取組／農業祭・特定健診会場等での啓発活動

② 情報の整備

(新規事業) 食育市民アンケート調査／食育ホームページ／地場野菜等の情報提供

2 子どもへの食育の充実～保健センター・保育所・小中学校等での集中的な取組

① 保健センター

(既存事業) 両親学級／マタニティクッキング／エンジェル教室／離乳食教室
乳幼児健康相談／こどもクッキング／親子クッキング

(新規事業) 乳幼児食メール教室／アレルギー食相談

② 保育所・幼稚園

(既存事業) 年間食育計画の作成／離乳食講習会／ふれあい農業／給食だより
クッキング保育／アレルギー相談／栄養士による出前講座

(新規事業) 乳幼児食メール教室／アレルギー食相談

③ 小学校・中学校

(既存事業) 総合的な学習の時間・生活科・家庭科等の授業での指導／給食を通じた食育
保護者に対する食育支援(朝食欠食・孤食への啓発徹底を含む)

(新規事業) 交流給食／箸の持ち方指導の徹底／弁当の日／地域向け食育教室

④ 学童保育所・児童館

(既存事業) 学童保育所における間食指導／おやつ・昼食づくり／野菜づくり／食事会
児童館における子育て相談会／乳幼児食事会／料理教室

(新規事業) 箸の持ち方指導の徹底／食育の日の取組／児童館における生産者との交流推進

3 Koganei-Styleの地域展開～生産者・事業者・団体の連携強化

① 生産者の食育活動に対する促進策

(既存事業) 親子農業体験／学童収穫体験／農家見学会／庭先直売推進

(新規事業) 地場野菜等の情報提供／農業祭での啓発活動／交流給食への協力

② 事業者の食育活動に対する促進策

(既存事業) 栄養表示の推進

(新規事業) 食育ミニパンフレットの配布／地場野菜販売の連携／親子料理教室等の連携
コンビニエンスストアやファミリーレストラン等との連携

③ 各種団体等の食育推進活動に対する促進策

(既存事業) 高齢者向け・障害者向けの取組の推進

(新規事業) 食育関連団体活動調査／食育関連団体登録制度の実施／食育懇談会の開催

④ 専門家等との連携

(新規事業) 食育モニター事業／大学等との連携推進／企業等との連携推進

(1) 食育の土台づくり～啓発活動の充実と情報の整備

市立中学校の2年生を対象として平成19年9月に実施した「食生活に関するアンケート」では、食事を楽しみとする割合が8割以上に達するのに対し、食育に興味がある生徒は3人に1人という結果でした。食への関心は高いものの、それが食育に繋がっていないことが見て取れます。

一方、最近では、食品偽装問題や残留農薬問題、さらには冷凍食品での中毒事件等、食の安全性に関する事件が社会問題化しています。また、氾濫する情報に流されて誤ったダイエットを行い、体調を崩す等の問題も指摘されているところです。

これらを踏まえ、食育推進の土台づくりとして、食育に関する啓発活動を充実させ、市民が必要とする情報を整備していきます。

① 啓発活動の充実

本計画の初年度となる平成20年度に、食育シンポジウム等の集中的な取組を行い、食育の周知を図っていきます。平成21年度以降も、食育推進月間（6月）と食育の日（19日）を中心に、継続的な啓発活動を展開していきます。

	事業名	事業内容	実施予定年度		
			20	21	22
1	食育シンポジウム	平成20年6月に、食育の啓発と食育推進計画の周知のためシンポジウムを行う。	実施	—	—
2	食育月間・食育の日の取組	食育推進月間（6月）及び食育の日（毎月19日）に、市報・市HP・学校等で啓発活動を行う。	実施	継続	→
3	小金井版ファイブ・ア・デー（野菜の日）	食育推進月間(6月)に、「ファイブ・ア・デー」運動を見習い、野菜を食べるキャンペーンを行う。(※)	検討	実施	継続
4	農業祭・特定健診会場等での啓発活動	農業祭や特定健診会場等において、食育に関する啓発活動を行う。	検討	実施	継続

※「ファイブ・ア・デー」(5 ADAY) …5種類・皿以上の野菜等を食べようという運動。ガンで亡くなる人を減らそうと米国で提唱された。日本では「1日5皿運動」、「ベジフルセブン運動」として推進されている。

② 情報の整備

食育や食品等に関する基本的な情報を正確かつタイムリーに提供するため、食育市民アンケート調査を実施して、全市的な実態把握を進めるとともに、食育ホームページを開設し、情報提供を推進します。

	事業名	事業内容	実施予定年度		
			20	21	22
1	食育市民アンケート調査	市民の食育の実態を把握するため、計画初年度と終了年度にアンケート調査を実施する。	実施	—	実施
2	食育ホームページ	市民ボランティアによる編集委員会をつくり、食に関する情報を提供する。携帯電話用のホームページも作成する。	実施	継続	→
3		高齢者向け・メタボリック対策等の内容を整備する。	検討	実施	継続
4		地域の食育及び食生活に関する情報を幅広く提供する。	検討	実施	継続
5	地場野菜等の情報提供	地場野菜等の種類・発売時期・発売場所等の情報を食育ホームページ等で提供する。	実施	継続	→

(2) 子どもへの食育の充実～保健センター・保育所・小中学校等での集中的な取組

食に対する意識・習慣は幼い頃からの積み重ねによって形作られます。また、成長著しい子どもたちにとっては、心身の健全な発育のために、健康的で豊かな食生活が極めて重要です。

東京都食育推進計画でも、この点に注目してライフステージごとの重点テーマを設定し、乳幼児～小学生、小学生～中学生の子どもたちへの食育を重視しています。また、この時期の子どもを持つ保護者は、子どもの食について高い関心を持っていることから、家庭全体での食育推進につながることを期待されます。

食育の基礎・基本を固めていく観点から、子どもたちが望ましい食習慣を身に付けられるように、関係施設等で集中的な取組を進めます。

① 保健センター

保健センターは、各種健診等の健康事業を所管し、管理栄養士も配置され、食育推進事業において中核的な役割を果たすことが期待されます。

既に一定の事業が実施されていることから、それらについては継続して充実を図るとともに、各種健診・教室・相談の参加者を継続して支援するために乳幼児メール教室と、ニーズが高いアレルギー食相談を実施していきます。また、子ども家庭支援センターとの連携を進めます。

	事業名	事業内容	実施予定年度		
			20	21	22
1	マタニティクッキング	妊婦とそのパートナー等に妊娠期における栄養の摂り方等を講義・実習・試食を行う。	継続	→	→
2	両親学級	妊婦とそのパートナー等に各種講義を行う中で、栄養講義を行う。	継続	→	→
3	エンジェル教室	5か月児を対象とした母子交流教室の中で、離乳食の進め方等を講義・試食を行う。	継続	→	→
4	離乳食教室	8～11か月の乳児の保護者を対象に離乳食の講義、試食を行う。	継続	→	→
5	乳幼児食メール教室	各種健診・教室・相談への参加者から希望者に対し、メールにて食育等の情報提供を行う。	検討	実施	継続
6	こどもクッキング	2～5歳児とその保護者を対象に、調理・試食を含む栄養教室を行う。	継続	→	→
7	親子クッキング教室	小学生とその保護者を対象に、生活習慣病予防につながるテーマについて講義・実習・試食を行う。	継続	→	→
8	乳幼児保健相談	乳幼児を対象に、児童館で計測を行い、希望者に保健士・管理栄養士が相談を行う。	継続	→	→
9	アレルギー食相談	乳幼児のアレルギー食について、地域情報を踏まえ、管理栄養士による相談を行う。	検討	実施	継続

※太字・ゴシック体となっているものが本計画に基づく新規事業。他は現在も実施中の事業

② 保育所・幼稚園

保育所・幼稚園は乳幼児を預かる施設として、保健センターに次ぐ乳幼児関連の施設です。特に、市立保育園は、栄養士・調理士も配置され、園児に対する食育の充実を図り、そのノウハウを地域に広げていく役割が期待されます。

市立保育園においては、計画的な指導、生産・調理体験等、既に一定の事業が実施されていることから、それらについては継続して充実を図るとともに、特に相談等において地域からの

参加の拡充を図ります。また、地域に対して、私立・国立の保育所・幼稚園との連携を推進し、生産者との連携や食育相談を促進していきます。

	事業名	事業内容	実施予定年度		
			20	21	22
1	年間食育計画の作成	市立保育園において、食育計画や年間行事計画を作成し、季節に応じた食育事業を実施する。	継続	→	→
2	離乳食講習会	市立保育園において、栄養士による離乳食の講義を行う。 特に、地域からの参加の拡充を図る。	継続	→	→
3	ふれあい農業	市立保育園において、農業体験として園児が収穫したイモを、調理して食べる。	継続	→	→
4	給食だより	市立保育園において、給食だよりを掲示する。特に、食育推進月間・食育の日の取組を行う。	継続	→	→
5	クッキング保育	市立保育園において、園児がクッキング体験をし、食の知識やその大切さを学ぶ。	継続	→	→
6	アレルギー相談	市立保育園において、アレルギーの子どもを持つ保護者に対し、個別に相談し、給食に反映させる。	継続	→	→
7	栄養士による出前講座	市立保育園の栄養士が児童館に出向き、食育相談を行う。	継続	→	→
8	交流給食の実施	地域の生産者等と園児が交流できる給食を行う。特に野菜や魚の実物が見られるよう配慮する。	継続	→	→
9	地域向け食育相談	離乳食、幼児食、アレルギー食等について、地域からも参加できる食育相談を実施する。	継続	→	→
10	地域連携の推進	私立・国立の保育所・幼稚園との連携を推進し、生産者との交流や食育相談の実施等を促進する。	検討	実施	継続

※太字・ゴシック体となっているものが本計画に基づく新規事業。他は現在も実施中の事業

③ 小学校・中学校

小学生から中学生までの学齢期は、子どもたちが次第に自立し、食に関する興味や関心を高めていく時期として、食育における小中学校の役割には大きな期待が寄せられています。「食生活に関するアンケート」を見る限り、本市は比較的問題は少ないと言えますが、中学生の孤食については深刻な状況にあり、保護者への啓発活動・食育支援の充実が求められています。

従来から行われている授業・給食等における指導や保護者への支援の充実を図るとともに、交流給食、「弁当の日」及び地域向け食育教室の実施等により、食育を推進していきます。

	事業名	事業内容	実施予定年度		
			20	21	22
1	授業における食育指導 (生産体験を含む)	総合的な学習の時間・生活科・家庭科等を活用して、食に対する理解等を深める指導を行う。	継続	→	→
2	給食を通じた食育	給食だよりや給食委員会の活動等を通して、望ましい食習慣を身に付けさせる。	継続	→	→
3		特に、箸の持ち方の指導と食育の日（毎月19日）の取組を強化する。	実施	継続	→
4	交流給食	地域の生産者等と児童・生徒が交流できる給食を年2回以上実施する。	検討	検討	実施

	事業名	事業内容	実施予定年度		
			20	21	22
5	弁当の日	PTAに協力して、家族等でお弁当をつくり、学校に持参する日を、年2回実施する。	検討	検討	実施
6	保護者に対する食育支援	給食だより等での保護者向けの情報提供を充実させる。	継続	→	→
7		朝食の欠食や孤食について、保護者に対する啓発を徹底する。	実施	→	→
8	地域向け食育教室	環境に配慮した料理教室等を含め、保護者・地域向けの食育教室を実施する。	検討	実施	継続

※太字・ゴシック体となっているものが本計画に基づく新規事業。他は現在も実施中の事業

④ 学童保育所・児童館

学童保育所・児童館は、子どもたちにとって、小中学校と比べてより身近な場所であると言え、この点を活かした食育の推進が期待されます。

学童保育所では望ましい食習慣を自ら身に付けられるように指導し、保護者にも働きかけるとともに、児童館では食事会等の事業で食育を推進していきます。

	事業名	事業内容	実施予定年度		
			20	21	22
1	食育推進月間及び食育の日の取組	食育推進月間（6月）及び食育の日（毎月19日）に食育に関する啓発活動等を行う。	実施	継続	→
2	箸の持ち方の指導	楽しく遊びながら学べるよう工夫し、箸が正しく持てるよう指導を徹底する。	実施	継続	→
3	間食指導（学童保育所）	仲間と一緒に食べることを通して、団らんの楽しさを学び、食に関する知識等を指導する。	継続	→	→
4	おやつ・昼食づくり・食事会（学童保育所）	作ることのたのしさ、食べることの楽しさを仲間とともに分かち合う。	継続	→	→
5	野菜づくり（学童保育所）	生産体験をとおして、楽しみながら食物に対する理解を深める。	継続	→	→
6	子育て相談会（児童館）	栄養士による離乳食は栄養バランス等の講座と相談会を行う。	継続	→	→
7	乳幼児食事会（児童館）	乳幼児の保護者が、話し合いながら昼食を作り、情報を交換し、食育に対する理解を深める。	継続	→	→
8	料理教室（児童館）	月見だんごなど、季節にちなんだ料理をつくり、料理の楽しさや食に対する知識を学ぶ。	継続	→	→
9		地場野菜の利用や生産者との交流等を行う。	検討	→	→
10		環境に配慮した料理教室等を実施する。	検討	実施	継続

※太字・ゴシック体となっているものが本計画に基づく新規事業。他は現在も実施中の事業

(3) Koganei-Style の地域展開～生産者・事業者・団体の連携強化

「野菜」「団らん」「ふれあい」「環境」をキーワードに、「小金井らしい食生活」のあるひとづくり・まちづくりを“Koganei-Style”として地域に展開していくためには、食育に関わる様々な主体の協働が必要です。

特に、生産体験や地産地消において生産者が果たす役割、食品の流通や飲食等の事業者が果たす役割、また、各種団体等が自ら行っている食育関連事業の役割は大きく、食生活が乱れがちな20～40代への食育を推進するには、地域で活動する専門家、市内大学、そして、市内に独身寮等を持つ企業等との連携が重要であると考えられます。

市が中心となって、生産者・事業者・各種団体・専門家等の食育活動を促進し、連携を強化していきます。

① 生産者の食育活動に対する促進策

「野菜」にこだわった「小金井らしい食生活」を推進するため、地場を中心とした新鮮な野菜を食べる機会を増やし、生産体験や生産者との交流を推進していきます。

既に実施されている生産体験の機会や庭先直売の充実を図り、庭先直売所マップを新たに作成し、地場野菜の情報提供や農業祭での啓発活動等を進め、交流給食への協力を求めています。

	事業名	事業内容	実施予定年度		
			20	21	22
1	親子農業体験の促進	生産体験の機会として、親子でジャガイモ収穫等を行う親子農業体験事業を促進する。	継続	→	→
2	学童収穫体験の促進	市内小学校での生産体験の機会として、ジャガイモ収穫等を行う学童収穫体験事業を促進する。	継続	→	→
3	農家見学会の促進	生産者との交流や生産体験の機会として、市内農地の見学等を行う農家見学会を促進する。	継続	→	→
4	地場野菜等の販売促進	新鮮で安全な農産物を扱う地産地消の機会として、庭先直売や事業者との連携により推進する。	継続	→	→
5		庭先直売を促進するため、庭先直売所マップを新たに作成し、頒布する。	新規	継続	→
6	地場野菜等の情報提供	地産地消を推進するため、食育ホームページ等へ地場野菜等の情報を提供する。	実施	継続	→
7	料理講習会	地産地消を推進するために実施される地場野菜を利用した料理講習会を促進する。	継続	→	→
8	農業祭等での啓発活動	農業祭等において、食育に関する啓発活動を行う。	継続	→	→
9	交流給食への協力	市立保育園・市立小中学校等が行う交流給食に協力を求め、情報の提供等を行う。	—	検討	実施

※太字・ゴシック体となっているものが本計画に基づく新規事業。他は現在も実施中の事業

② 事業者の食育活動に対する促進策

本市においては、ほとんどの市民が食料品をスーパーや食料品店で購入しています。また、最近では外食が市民の食事機会の中で大きな機会を占めるようになってきている外、コンビニエンスストア等で惣菜・弁当等の調理済食品を購入して自宅で食べる「中食」等も増えています。

このため、市民が食料品を購入したり、外食する機会を、食育の機会と捉え、施策を推進していきます。既に実施している地場野菜販売の事業者との連携や栄養表示の推進の充実を図るとともに、新たに食育ミニパンフレットの作成・配布を行い、特に若年層が利用する機会の多いコンビニエンスストアやファミリーレストラン等との連携を推進していきます。

	事業名	事業内容	実施予定年度		
			20	21	22
1	食育ミニパンフレットの配布	飲食店等で配布できる、ふと読んでみたくなるミニパンフレット等を作成し配布する。	—	検討	実施
2	地場野菜販売の連携推進	地場野菜の販売を事業者との連携によって推進する。	継続	→	→
3	コンビニエンスストアやファミリーレストラン等との連携	コンビニエンスストアやファミリーレストラン等と連携して、食育ミニパンフレットを配布したり、食育キャンペーンを行う。	検討	検討	実施
4	栄養表示の推進	東京都が進める「栄養成分表示の店」を継続して推進する。	継続	→	→
5	食育教室等での連携推進	環境に配慮した料理教室等、事業者と連携して、小中学校・児童館等で実施する食育教室で行う。	検討	実施	継続

※太字・ゴシック体となっているものが本計画に基づく新規事業。他は現在も実施中の事業

③ 各種団体等の食育推進活動に対する促進策

食育・食生活の改善その他食生活を豊かにしていく主体として、各種団体等は既に大きな役割を果たしており、今後、“Koganei-Style”を地域展開していく上で、もっとも大きな期待が寄せられると考えられます。各種団体等が相互に、また、市や事業者等と連携して、その活動を発展させていくことが極めて重要であると言えます。

既に各種団体等が実施している高齢者・障害者向けの取組をさらに充実していくとともに、ボランティア活動、サークル活動を含めた各種団体等の活動推進のため、食育関連団体について活動調査を実施の上、登録制度をつくり、情報発信や相互交流を推進していきます。

	事業名	事業内容	実施予定年度		
			20	21	22
1	高齢者・障害者向けの取組の推進	市内団体等が実施する高齢者・障害者向けの取組を推進する。	継続	→	→
2	食育関連団体活動調査	市内NPO、自治会・町会、子ども会その他の地域団体が行う食育関連事業を調査する。	実施	継続	→
3	食育関連団体登録制度の実施	食育・食生活の改善その他食生活を豊かにするために市内で活動する団体等（サークル含む）の登録制度をつくり、関連情報の提供等を行う。	実施	継続	→
4		食育ホームページで、食育関連団体の紹介等、情報発信を行う。	検討	実施	継続
5	食育懇談会の開催	食育関連情報の交流を図るため、食育推進月間に食育関連団体等による懇談会を開催する。	検討	実施	継続

※太字・ゴシック体となっているものが本計画に基づく新規事業。他は現在も実施中の事業

④ 専門家等との連携

若年層を中心に20～40代は、比較的食育に関心が低く、食生活も乱れがちであるとされています。また、メタボリック症候群の増加が懸念されていますが、市報等を読む機会も少なく、市の啓発活動が及びにくいと考えられます。

これらの世代に対して食育を推進するには、専門家や、これらの世代が属する大学等や企業等との連携が必要です。特に大学等についてはその専門的識見を食育に活かす観点からも、連携を強

化していきます。

	事業名	事業内容	実施予定年度		
			20	21	22
1	食育モニター事業	地域活動栄養士会等の協力を経て、食生活の改善に意欲ある市民等に対し、食事指導等を行い、その経過及び結果を食育ホームページ等で公開し、市民の参考とする。	検討	実施	継続
2	大学等との連携推進	若年層に対する対策及び食育に関する実態等の継続的な研究推進のため、大学等との食育推進事業の連携を推進する。	実施	継続	→
3	企業等との連携推進	市内に独身寮を持つ企業等に対して、啓発活動の協力を依頼する。	実施	継続	→

※太字・ゴシック体となっているものが本計画に基づく新規事業。他は現在も実施中の事業

5 計画の推進に向けて

多くの主体の協働が求められる食育において計画を着実に進めていくためには、計画推進のための仕組みづくりと、それぞれの主体がそれぞれの役割を認識し、果たしていくことが必要です。

市においては、食育推進会議・食育推進検討委員会を継続して開催し、効果的・効率的な推進体制づくりを進めるとともに、食育懇談会を開催して食育に係る市内団体等の連携と交流を推進していきます。

また、市、生産者・事業者、各種団体等、市民それぞれの役割を明確化し、啓発活動を行っていきます。

(1) 施策の推進体制

本計画を効果的・効率的に進めていくためには、市の体制のみならず、地域での仕組みづくりが必要です。

学識経験者や公募市民等による委員で構成される食育推進会議によって、本計画の進捗状況の検証や必要な推進策を検討していきます。また、事業の円滑な実施を推進するため、市の関係課が構成する食育推進検討委員会を、中核的な事業を担う健康課を中心とした体制に強化します。併せて、食育に関する情報の交流を図るため、食育関連団体等による食育懇談会を開催していきます。

	事業名	事業内容	実施予定年度		
			20	21	22
1	食育推進会議	食育推進会議を継続して開催し、本計画の進捗状況を検証するとともに、必要な推進策を検討する。	継続	→	→
2	食育推進検討委員会	市の食育推進事業の円滑な推進を図るため、関係課による食育推進検討委員会を継続して設置する。	継続	→	→
3		食育推進検討委員会を、中核的な事業を担う健康課を中心とした体制に強化する。	検討	実施	—
4	食育懇談会	食育関連情報の交流を図るため、食育推進月間に食育関連団体等による懇談会を開催する。	検討	実施	継続

※太字・ゴシック体となっているものが本計画に基づく新規事業。他は現在も実施中の事業

(2) 関係者の役割

食育を小金井市全体で推進していくためには、関係者はそれぞれ次のような役割を認識し、果たしていくことが重要です。

- 市民
自分の心身の健康は自分の食によりつくられるという自覚を持って、健康的でこころ豊かな食生活を実践するとともに、食育の意義を理解し、子どもたちが健全で豊かな食習慣を身に付けられるよう、学校等、地域での食育推進活動に積極的に参加すること。
- 生産者・事業者
食の安全・安心の確保等に取り組むとともに、市民が健全で豊かな食生活を自ら選べるよう、積極的に情報を発信し、交流事業に積極的に取り組むこと。
- 各種団体等
それぞれの立場で、食育・食生活改善・豊かな食生活の実践のための活動を推進するとともに、その活動について積極的に情報発信し、相互の連携を進めていくこと。

- 小金井市

関係者の意見を踏まえて総合的に食育推進計画の実施を図ること。特に、基盤整備を進め、保健センター、保育園、小中学校、学童保育所等の各種施設での事業について、最少の経費で最大の効果を実現するよう積極的な展開を図ること。